

ANAモバイルサービス契約約款

2026年3月1日
ANA X株式会社

第1章 総則

第1条(定義)

ANAモバイルサービス契約約款(以下「本約款」といいます。)に使用する語句および用語は、以下の各号に定める意味を有します。

- (1) 「ANAモバイルサービス」とは、本約款に基づいて提供される当社が提供する電気通信サービスの総称をいいます。
- (2) 「ANAモバイルサービス契約」とは、本約款およびその他規約等に基づき、お客様とANAモバイルサービスに関し当社との間で成立する契約をいいます。
- (3) 「その他規約等」とは、ANAマイレージクラブ規約、第33条(お客様の個人情報)に定めるプライバシーポリシーおよびその他のお客様によるANAモバイルサービスの利用に関する本約款以外の一切の取決めをいいます。
- (4) 「当社」とは、ANA X株式会社をいいます。
- (5) 「ANAマイレージクラブお客様番号」とは、ANAマイレージクラブ会員規約に定める会員番号をいいます。
- (6) 「Webパスワード」とは、ANAマイレージクラブ会員規約に定めるパスワードをいいます。
- (7) 「契約者」とは、ANAモバイルサービス契約を締結する者をいいます。
- (8) 「申込者」とは、ANAモバイルサービスの利用を申し込む者をいいます。
- (9) 「利用者」とは、契約者の同意と責任のもとに、ANAモバイルサービスを利用する個人をいいます。
- (10) 「お客様」とは、契約者、申込者および利用者の総称をいいます。
- (11) 「課金開始日」とは、ANAモバイルサービスの利用の申し込みを、当社が承諾した後、当社が契約者に課金開始日として通知する日をいいます。
- (12) 「オンラインサインアップ」とは、オンラインの端末を使用して行うANAモバイルサービス利用の申し込みをいいます。
- (13) 「SIMプロフィール」とは、ANAモバイルサービスの提供に必要な契約者情報をいいます。
- (14) 「SIMカード」とは、SIMプロフィールを記録できるカードであって、ANAモバイルサービスの提供のために当社が契約者に貸与するものをいいます。
- (15) 「eSIM」とは、SIMプロフィールを記録できる端末本体に組み込まれた集積回路チップであって、当社が指定する手続きにより通信ネットワーク経由で遠隔的に書き込みまたは登録できるものをいいます。
- (16) 「MNP」とは、電話番号のポータビリティ制度(電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更できる制度)をいいます。
- (17) 「名義変更(譲渡)」とは、当社が他の契約者に対して割り当てた電話番号について、当該他の契約者による変更手続きを経て、申込者が当該他の契約者から引き継いで、引き続き利用することをいいます。
- (18) 「積算マイル数」とは、マイル積算(第19号で定義されます。)に係るマイルの数量をいいます。
- (19) 「マイル積算」とは、お客様が、ANAモバイルサービスの利用を通じてマイルを得ることをいいます。

第2条(約款の適用)

当社は、本約款を定め、これによりANAモバイルサービスを提供します。

第 3 条(約款への同意、その他規約等との優先関係)

1 お客様がANAモバイルサービスの利用を開始した場合、お客様は、本約款およびその他規約等に同意したものとみなされます。

その他規約等の内容は、ANAモバイルに関するプライバシーポリシー(<https://prd-anax-public-bucket.s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/anax-lp-file/anamobile-privacy.pdf>)、ANAマイレージクラブ会員規約(<https://www.ana.co.jp/amcservice/amcfunc/image/amcentry/kiyaku.html>)においてご確認ください。

2 本約款の内容と、その他規約等の内容が異なる場合は、本約款が優先して適用されるものとします。

第 4 条(約款およびその他規約等の変更)

1 当社は、本約款およびその他規約等を予告なく変更する場合があります。

2 当社が本約款およびその他規約等を変更する場合には、当社所定の方法により通知いたしますので、変更後の内容についてよくご確認ください。本約款およびその他規約等の変更後にお客様がANAモバイルサービスを利用した場合、お客様は変更後の内容について承諾したものとみなし、変更によってお客様に不利益・損害が発生した場合でも、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により発生した損害の賠償を除きます。

第 5 条(サービスの種類)

ANAモバイルサービスには、次の種類があります。

種類	内容						
通信サービス	通信サービスは、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます)が提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式もしくはDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網(以下「ドコモ回線」といいます)、または、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます)が提供するSC-FDMA方式もしくはOFDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網(以下「au回線」といいます)を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるものをいいます。						
	<table border="1"><thead><tr><th>回線区分</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>ドコモ回線</td><td>ドコモが提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式またはDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの</td></tr><tr><td>au回線</td><td>KDDIが提供するSC-FDMA方式またはOFDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの</td></tr></tbody></table>	回線区分	内容	ドコモ回線	ドコモが提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式またはDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの	au回線	KDDIが提供するSC-FDMA方式またはOFDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの
	回線区分	内容					
	ドコモ回線	ドコモが提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式またはDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの					
au回線	KDDIが提供するSC-FDMA方式またはOFDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの						
ドコモ回線関連							
<table border="1"><thead><tr><th>機能区分</th><th>内容</th></tr></thead></table>	機能区分	内容	<table border="1"><thead><tr><th>機能区分</th><th>内容</th></tr></thead></table>	機能区分	内容		
機能区分	内容						
機能区分	内容						

	音声通話+SMS+データ通信機能	日本国内および日本国外での送受信が可能な音声通話機能、SMS機能、並びに、インターネットプロトコルによる相互通信を利用できるSIMカードまたはeSIMに記録するSIMプロファイルを当社が貸与または提供するもの。 この区分に該当するSIMカードを「音声通話機能付きSIMカード」、eSIMに記録するSIMプロファイルを「音声通話機能付きeSIM」といいます。
	データ通信機能	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できるSIMカードを貸与し、または、eSIMに記録するSIMプロファイル(国際ローミング非対応のもの)を提供するもの。 この区分に該当するSIMカードを「データ通信専用SIMカード」、eSIMに記録するSIMプロファイルを「データ通信専用eSIM」といいます。
au回線関連		
	機能区分	内容
	音声通話+SMS+データ通信機能	日本国内および日本国外での送受信が可能な音声通話機能、SMS機能、並びに、インターネットプロトコルによる相互通信を利用できるSIMカードまたはeSIMに記録するSIMプロファイルを当社が貸与または提供するもの。 この区分に該当するSIMカードを「音声通話機能付きSIMカード」、eSIMに記録するSIMプロファイルを「音声通話機能付きeSIM」といいます。
オプションサービス	当社が指定する第三者および当社のサービスをいいます。	

第 6 条(サービスの提供区域)

ANAモバイルサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。

第 7 条(契約者)

契約者は、個人に限るものとします。

第 8 条(契約の単位)

契約者は1回線ごとに1個のANAモバイルサービス契約を当社との間で締結します。

第 9 条(権利の譲渡制限等)

1 契約者は、ANAモバイルサービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利その他のANAモバイルサービス契約上の契約者の権利、義務または地位について、本約款に明示的に定めている場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他の処分を行うことはできません。

2 契約者は、自己の責任において、利用者にANAモバイルサービスを利用させることができます。この場合において、利用者の行為は契約者の行為とみなして、契約者は利用者の行為について一切の責任を負うものとしします。

なお、契約者は、ANAモバイルサービスを再販売する等、業として第三者にANAモバイルサービスを利用させることはできません。

第 10 条(ANAマイレージクラブお客様番号およびWebパスワード)

1 契約者は、ANAマイレージクラブお客様番号およびWebパスワードを使用してANAモバイルサービスを利用するものとしします。

2 契約者は、ANAマイレージクラブお客様番号およびWebパスワードの使用および管理について一切の責任を負うものとしします。

3 契約者は、ANAマイレージクラブお客様番号およびWebパスワードを、第三者に譲渡、貸与、開示等しないものとしします。

4 契約者は、ANAマイレージクラブお客様番号およびWebパスワードの第三者による不正使用またはそのおそれがあることが判明した場合には、直ちに当社に連絡するものとしします。

5 当社は、契約者がANAモバイルサービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ANAマイレージクラブお客様番号の提示を求めることがあります。

6 当社は、契約者のANAマイレージクラブお客様番号およびWebパスワードを通じたANAモバイルサービスの利用を、契約者自身によるANAモバイルサービスの利用とみなします。

ANAマイレージクラブお客様番号およびWebパスワードが第三者によって不正に使用されていること(第三者によって契約者のアカウントにログインされた状態にある機器を不正に使用されていることを含みます)により、契約者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

ただし、当社の責めに帰すべき事由により発生した損害の賠償を除きます。

第 11 条(マイル積算)

1 ANAマイレージクラブお客様番号およびWebパスワードにてログインを行い、ANAモバイルサービスの申し込みを行った契約者のみマイル積算が可能となります。

なお、ANAモバイルサービスの申し込みには契約者のANAマイレージクラブ会員登録が必要となります。

2 利用者の利用によって積算される全てのマイルは、契約者に対して一括して積算されるものとしします。利用者のANAマイレージクラブ口座にマイルを積算することはできません。

3 マイル積算の対象となるANAモバイルサービスおよび料金プラン、並びに、これらに対して積算される毎月のマイル数は、別途当社のウェブサイト等で定めるものとしします。

4 マイル積算は、マイル積算の対象となる料金の支払いを当社にて確認した後になされるものとしします。

第 12 条(申し込み)

1 ANAモバイルサービスの申し込みは、オンラインサインアップまたは当社が定める方法により行うものとします。

2 申込者は、音声通話機能付きSIMカードまたは音声通話機能付きeSIMの利用を申し込む場合、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)第9条の規定または不正利用防止を目的とした当社自身の判断に基づき、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認(以下「本人確認」といいます)のため、当社が定める期間内に、別途当社が指定する本人確認書類(以下「本人確認書類」といいます)を提示する必要があります。

3 名義変更(譲渡)によりデータ通信専用SIMカードまたはデータ通信専用eSIMの利用に係る申し込みをする場合、当社は不正利用防止を目的として、別途定める本人確認書類の提示を求めることがあります。

4 当社は、申し込み時または前項により受領した本人確認書類に関する情報に関し、当該本人確認書類の発行元の機関に対して照会(警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます)を行うなど、当社が必要と考える措置を講じる場合があります。申込者は、これに予め同意するものとします。

5 申込者は、当社が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)(以下「青少年ネット環境整備法」といいます)第13条の規定に基づき、契約者または利用者が青少年(18歳に満たない者をいいます)であるか否かの確認を求めた場合には、これに従うものとします。

第 2 章 申し込みおよび承諾等

第 13 条(申し込みの承諾等)

1 当社は、申し込みがあったときは、これを承諾するものとします。

ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者がANAモバイルサービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 申込者が第20条(利用の停止等)第1項各号の事由に該当するとき
- (3) 申込者が、申し込みより以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
- (4) 申し込みの際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき
- (5) 申し込みの際し、申込者が支払い手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき
- (6) 申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき
- (7) 第12条(申し込み)第2項に定める期間内に本人確認書類の提出がない、または提出された書類に偽造、変造、改ざんなどの不正が認められたとき
- (8) 申込者が18歳未満であるとき
- (9) 契約者と当社との取引実績その他総合的な与信判断の観点から、申し込みを承諾できないと当社が判断したとき

2 前項の規定により申し込みを拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者(当該申込者が契約者となった場合の利用者を含みます)の身分証明に係る公的書類その他の書類または情報の提出を要求する場合があります。

この場合において当該申込者から当該書類または情報の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申し込みの承諾を留保または拒絶するものとします。

4 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるANAモバイルサービスの契約数の上限を定めることができるものとします。

この場合において、当該契約数の上限を超えてANAモバイルサービスの利用の申し込みがあったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申し込みを承諾しないものとします。

5 当社が申し込みを承諾した場合、電気通信事業法第26条の2に基づく契約書面の交付は、電磁的方法によって行うものとします。

6 契約者は、ANAモバイルサービス契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)ではないことおよび反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

当社は、契約者が次に掲げるいずれかに該当することが合理的に認められた場合、何ら催告することなくANAモバイルサービス契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

7 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害(弁護士費用を含みます)を賠償する責任を負うものとし自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第14条(サービス利用の要件等)

1 契約・手続きについて

- (1) 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアカウント(当社が提供するサービスに係るものである必要はありません)を当社に対して指定するものとします。
当該メールアカウントに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示または事実の伝達とみなされます。
- (2) 契約者がANAモバイルサービスにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。
契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用してANAモバイルサービスを利用することはできません。
- (3) ANAモバイルサービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
- (4) 同一のANAマイレージクラブお客様番号において契約可能なSIMカードまたはeSIMの数には、当社が別途上限を定めます。

- (5) 契約者は、当社が指定するSIMカードまたはeSIM以外の通信手段を用いたANAモバイルサービスの利用、およびANAモバイルサービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信、SMS機能または音声通話機能の利用を行ってはならないものとします。
- (6) 回線区分をドコモ回線、機能区分を音声通話+SMS+データ通信機能とするeSIMにおいては、ANAモバイルサービス利用の申し込み、または再発行と同時に当社へ端末のEIDを通知していただく必要があります。契約者が通知したEIDが誤っていた場合は、SIMプロファイルの再発行等に必要となる手数料を全て契約者が負担するものとします。
- (7) 回線区分をドコモ回線、機能区分をデータ通信機能とするANAモバイルサービスにおいて、eSIMを利用する場合の端末設備の利用可能数の上限は、一のSIMプロファイルあたりとします。
- (8) 回線区分をドコモ回線とするANAモバイルサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、以下の各目に掲げるいずれかの端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。
 - (i) 当社が指定する端末設備または法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備
 - (ii) ドコモとローミング協定を締結している日本国外の電気通信事業者に接続することを認められた端末設備
- (9) 回線区分をau回線とするANAモバイルサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備または法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。
- (10) 回線区分をドコモ回線、機能区分をデータ通信機能とするeSIMにおいては、他の端末設備への変更等に伴うSIMプロファイルの再発行はできないものとします。
同一の端末設備において引き続き利用する場合は、アクティベーションコードの再登録により利用可能とします。他の端末設備での利用を希望する場合は、契約者は現在のANAモバイルサービス契約を解除のうえ、新たにお申し込みを行うものとします。
- (11) 回線区分をドコモ回線、機能区分をデータ通信機能とするSIMカードにおいては、紛失や故障等に伴うSIMカードの再発行は可能ですが、eSIMへの変更(eSIMに記録するSIMプロファイルとしての再発行)はできないものとします。eSIMでの利用を希望する場合は、契約者は現在のANAモバイルサービス契約を解除のうえ、新たにお申し込みを行うものとします。

2 SIMカードについて

- (1) 契約者は、当社が貸与するSIMカードにつき、次の事項を遵守するものとします。
 - (i) 当社の事前の承諾がある場合を除き、SIMカードの分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他SIMカードとしての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の事前の承諾がある場合を除き、SIMカードについて貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 日本国外でSIMカードを使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること
なお、当社は、SIMカードを日本国外で使用することの当否につき、一切の保証を行いません。
 - (iv) SIMカードを善良な管理者の注意をもって管理すること
- (2) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは遅滞なくSIMカードを当社に返還するものとします。
 - (i) ANAモバイルサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) 契約者自身によるマルチSIMカードの加工後に、SIMカードの再発行を行った場合
 - (iii) 前記に掲げる他、貸与機器またはSIMプロファイルを利用しなくなった場合
- (3) SIMカードについて、初期不良に該当する問題点が存在する場合には、契約者は、SIM開通日より14日以内に当社に申し出ることにより交換を請求することができます。
- (4) 契約者は、SIMカードに故障が生じたときは、速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該SIMカードを当社に返還するものとします。

- (5) 契約者の責めによりSIMカードに故障が生じた場合、契約者は、当社に対し、当該SIMカードの再発行に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。
- (6) 契約者は、SIMカードを紛失した場合は、速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
- (7) 契約者は、当社に対し、紛失または返却されなかったSIMカードの再発行に要する費用として、当社が定める金額を支払うものとします。
- (8) 契約者が支払った前項に定める費用は、紛失したSIMカードが後日発見される等の事情があっても返金されないものとします。

3 MNP(携帯電話番号ポータビリティ)について

- (1) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードまたは音声通話機能付きeSIMを利用するにあたり、当社が定める条件のもとに、MNPによる転入または転出(以下、MNPによる転入を「MNP転入」、MNPによる転出を「MNP転出」といいます)を行うことができます。契約者は、MNP転入またはMNP転出時、当社が転入元事業者または転入先事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号および生年月日等の情報(MNP転入またはMNP転出に係る手続きのために必要なものに限ります)を当該事業者へ通知することあらかじめ同意するものとします。
- (2) MNP転入には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 転入元事業者の契約者と、ANAモバイルサービス契約の契約者が同一である必要があります。
 - (ii) 転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限について、MNP転入の申し込み時点において、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) MNP転入手続きは、機能区分を音声通話+SMS+データ通信機能とするSIMカードまたはeSIMの申し込みまたは追加申し込みと同時にを行う必要があります。
 - (iv) 契約者は、MNP転入手続きに係る音声通話機能付きSIMカードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP予約番号の有効期限日の前日までに、当該SIMカードの開通に必要な手続きを行う必要があります。
 - (v) MNP予約番号の有効期限日の前日までに当該SIMカードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP予約番号の有効期限日に当該SIMカードを開通させるものとします。
 - (vi) 契約者は、MNPワンストップの転入手続きに係る音声通話機能付きSIMカードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNPワンストップの転入手続きを行った日より転入手続き期限の前日までに、当該SIMカードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNPワンストップの転入手続きを行った日より転入手続き期限の前日までに当該SIMカードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNPワンストップの転入手続き期限の当日に当該SIMカードを開通させるものとします。
- (3) 契約者は、契約者の責めに帰すべき事由により、当社が定めたMNPの手続きがエラーとなった場合、当社が当該エラーに対応するために要した費用として、1,100円(税込)をMNPエラー手数料として当社に支払うものとします。

4 サービス利用上の制限・注意事項

- (1) 契約者は、ANAモバイルサービスに関して当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また、単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします)してはならないものとします。
- (2) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードまたは音声通話機能付きeSIMによって利用可能な音声通話+SMS+データ通信機能が、必ずしもドコモまたはKDDIが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社が提供する音声通話+SMS+データ通信機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。

- (3) 契約者は、回線区分をドコモ回線とする音声通話機能付きSIMカードまたは音声通話機能付きeSIMによりドコモが提供する危険SMS拒否設定(フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモによって判定された危険なSMSを自動で拒否する機能を提供するもの)が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。
- ただし、契約者は、適用後、当社が別途定める方法により、設定を任意で変更することが可能です。危険SMS拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。
- (i) 音声通話機能付きSIMカードの利用開始日に自動適用されます。
 - (ii) 「SMS一括拒否」および「個別番号受信」の設定と併用することはできません。
- (4) 契約者は、回線区分をau回線とする音声通話機能付きSIMカード、音声通話機能付きeSIMによりKDDIが提供する危険SMS拒否設定(フィッシング詐欺等対策を目的として、KDDIによって判定された危険なSMSを自動で拒否する機能を提供するもの)が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、契約者は、適用後、当社が別途定める方法により、設定を任意で変更することが可能です。危険SMS拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。
- (i) 音声通話機能付きSIMカードまたは音声通話機能付きeSIMの利用開始日に自動適用されます。
- (5) ANAモバイルサービスにおいては、第18条(利用の制限)および第20条(利用の停止等)に定めるほか、ANAモバイルサービスの品質および利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準(料金プランごとに異なる場合があります)を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
- (6) 契約者は、当社が、ANAモバイルサービスを提供するにあたり、他の電気通信事業者と卸役務に係る契約を締結すること、または、電気通信事業者と相互接続協定を締結することがあることにあらかじめ同意するものとします。また、後者の場合、契約者は、かかる電気通信事業者と契約者の契約締結を当社が取次ぐことによりANAモバイルサービスを提供すること(ただし、当社から契約者の個人情報提供は行われません。)にあらかじめ同意するものとします。

5 利用者が青少年である場合について

青少年ネット環境整備法第15条の定めにより、利用者が青少年である場合、契約者は、当社が提供する「i-フィルター for マルチデバイス」(同法に定める青少年有害情報フィルタリングサービスに該当します。)を別途契約しない限り、当該青少年である利用者に、ANAモバイルサービスを利用させることはできません。

ただし、当該利用者の保護者が「i-フィルター for マルチデバイス」を利用しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。

6 オプションサービスについて

- (1) オプションサービスを利用するには、同一のANAマイレージクラブお客様番号を用いてANAモバイルサービスの通信サービスを契約する必要があります。
- (2) オプションサービスを利用するには、オプションサービスの対象となる第三者のサービスに関して、当該第三者が定める条件(電磁的方法により契約者に示されます)に同意し、かつ遵守するものとします。
- (3) 同一のANAマイレージクラブお客様番号において契約可能なオプションサービスの数には、当社が別途上限を定めます。

第15条(サービス内容の変更)

1 ANAモバイルサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、異なるプラン料金への変更のみとし、当該変更は暦月単位でのみ行うことができるものとします。

2 第 12 条(申し込み)第2項および第 13 条(申し込みの承諾等)の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条の「申し込み」は「変更の請求」と、「申込者」は「契約者」と読み替えるものとします。

3 オプションサービスについて、契約内容を変更することはできません。

第 16 条(契約者の名称の変更等)

契約者は、その氏名、住所若しくは居所または当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第 17 条(個人の契約上の地位の譲渡)

1 契約者が死亡した場合、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、相続開始の日から14日を経過する日までに当社に申し出ることにより、被相続人である契約者(以下、本条において「被相続人契約者」といいます)のANAモバイルサービス契約上の地位(被相続人契約者の当該契約上の債務を含みます)を引き継ぐことができるものとします。この場合、相続人は、当社の求めに応じて、相続を証する資料を提出するものとします。

ただし、被相続人契約者に未払いの料金等がある場合や被相続人契約者と当社との取引実績その他総合的な観点から与信上の懸念がある場合には、当該申し出を承諾しないことがあります。

2 第 13 条(申し込みの承諾等)の規定は、前項の場合について準用します。

この場合において、同条の「申し込み」は「申し出」と、「申込者」は「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

3 前2項の規定にかかわらず、契約者は、以下の条件の下、名義変更(譲渡)ができます(以下、名義変更(譲渡)を希望する契約者を「元契約者」といいます)。

名義変更(譲渡)がなされた場合、新たな契約者は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の債務を含みます)を引き継ぐものとします。

- (1) 新たな契約者は18歳以上である必要があります。
- (2) 元契約者は、名義変更(譲渡)に係る事前申し込みをするものとし、また、新たな契約者は、当社が指定する手続きを実施の上、新たな契約者に係るANAモバイルサービス契約の申し込みを当社の指定する方法により行うものとします。
- (3) 当社が新たな契約者に名義変更(譲渡)完了の通知をした時点をもって、新たな契約者は、元契約者の当該ANAモバイルサービス契約上の地位(利用開始日および課金開始日を含みます。)を引き継ぐものとします。
- (4) 当社が新たな契約者に名義変更(譲渡)完了の通知をした日に、新たな契約者において当該サービスの利用が可能となり、同日以降、当社は、元契約者分の未請求額と合算して、新たな契約者に対し料金を請求するものとします。
- (5) 新たな契約者は、名義変更(譲渡)前のANAモバイルサービスにおいて提供されるデータ容量およびデータチャージを、名義変更(譲渡)完了後のANAモバイルサービスへ移行して利用することができます。名義変更(譲渡)完了後も、移行対象のデータ容量およびデータチャージの有効期間は変わらないものとします。
- (6) 音声通話機能付きSIMカードまたはeSIMにおいて、留守番電話オプション、割り込み電話着信オプションまたは通話定額オプションを利用している場合、当該オプションは引き継がれます。

- ただし、元契約者が当社に対し当該オプションの終了を通知した場合はこの限りではありません。
- (7) 前号に規定するオプションサービスを除き、新たな契約者は、オプションサービスを引き継いで利用することはできません。オプションサービスの利用を希望する場合は、新たな契約者による当社への申し込みが別途必要です。
 - (8) 元契約者に未払いの料金等がある場合や元契約者と当社との取引実績その他総合的な観点から与信上の懸念がある場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

4 第 13 条(申し込みの承諾等)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条の「申込者」は「新たな契約者」と読み替えるものとします。

第 18 条(利用の制限)

1 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、ANAモバイルサービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第52号)において定める児童ポルノを閲覧または取得するための通信を制限する場合があります。

第 19 条(利用の中止)

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、ANAモバイルサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき
- (2) 電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、ANAモバイルサービスの提供を中止する場合、契約者に対し、前項第1号により中止するときはその14日前までに、同項第2号により中止するときは事前に、その旨並びに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要するやむを得ないときは、この限りではありません。

第 20 条(利用の停止等)

1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る全てのANAモバイルサービスについて、その全部または一部の提供を停止または利用を制限することがあります。

- (1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 料金の支払い等ANAモバイルサービス契約上の債務の支払いを怠り、または怠るおそれがあること(契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったときを含みます。)が明らかであるとき
- (3) 違法または公序良俗に反する態様でANAモバイルサービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスの利用者に対して重大な支障を与える態様でANAモバイルサービスを利用したとき
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様でANAモバイルサービスを利用したとき
- (6) 第13条(申し込みの承諾等)第1項に定める申し込みの拒絶事由に該当するとき
- (7) 卸電気通信役務提供者または他の電気通信事業者が、契約者による利用を理由に、当社への役務提供を停止したとき

- (8) 1カ月あたりのデータチャージが50GBを超過したとき
- (9) 前各号に掲げる他、契約者が、当社が不適切と判断する態様によりANAモバイルサービスを利用したとき

2 当社は、前項の規定による利用の停止または制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由(該当する前項各号に掲げる事由)および期間を通知します。ただし、やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げないものとしします。

4 当社からANAモバイルサービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとしします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密またはその他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 21 条(サービスの廃止)

- 1 当社は、都合によりANAモバイルサービスの全部または一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定によりANAモバイルサービスの全部または一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3カ月前までに、その旨を通知します。

第 22 条(当社の解除)

- 1 当社は、次に掲げる事由があるときは、ANAモバイルサービス契約を解除することがあります。
 - (1) 第 20 条(利用の停止等)第 1 項の規定によりANAモバイルサービスの利用が停止または制限された場合において、契約者が当該停止または制限の日から1カ月以内に当該停止または制限の原因となった事由を解消しないとき。
ただし、当該停止または制限が同条第 1 項第 2 号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
 - (2) 第 20 条(利用の停止等)第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

2 当社は、前項の規定によりANAモバイルサービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとしします。

3 当社は、第1項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に提出書類の届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後ANAモバイルサービスが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってANAモバイルサービス契約を解除することができます。

第 23 条(契約者の解除)

- 1 契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知をすることにより、以下に定める日(ただし、当社が別途指定した場合には、当該指定した日)にANAモバイルサービス契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 契約者の通知による解除の効力は、原則として当該通知があった日の月末に解除の効力が生じるものとしします。

ただし、契約者がMNP転出を行う場合、契約者が当社に対してMNP転出を通知することにより、当該MNP転出の対象となるANAモバイルサービス契約について解除の通知をしたものとみなし、契約者がMNP転出先の事業者のサービスを利用開始した日をもって解除の効力が生じるものとします。

- (2) 通信サービスに係るANAモバイルサービス契約が解除された場合には、当該契約に付随するオプションサービスは同日に解除されるものとします。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、オプションサービスのみが解除された場合には、留守番電話オプションおよび割り込み電話オプション、迷惑電話拒否機能オプション(au回線のみ)については、契約者による通知があった日、その他のオプションサービスについては通知があった日の月末に解除の効力が生じるものとします。

2 第18条(利用の制限)または第19条(利用の中止)第1項の事由が生じたことによりANAモバイルサービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、当社が指定する方法により当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。

この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じるものとします。

3 第21条(サービスの廃止)第1項の規定によりANAモバイルサービスの全部または一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止されたANAモバイルサービスに係るANAモバイルサービス契約の全部または一部が解除されたものとします。

4 契約者は、本約款の他の規定にかかわらず、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度の対象となるANAモバイルサービスについては、当社が第13条(申し込みの承諾等)第5項に基づき契約書面の交付を行った日を初日として8日が経過するまでの間は、当社に対して、当社が指定する方法で通知することにより、当該ANAモバイルサービスに係るANAモバイルサービス契約を解除することができます。この場合において、当社は、解除までの期間に応じた当該ANAモバイルサービスの月額料金および契約締結費用の支払いについて、電気通信事業法が定める範囲内において、契約者に請求することができるものとします。

5 オプションサービスは初期契約解除制度の対象ではありません。ただし、契約者が初期契約解除制度の対象となるANAモバイルサービス契約を解除した場合、付随するオプションサービスも同日に終了するものとします。

第24条(契約者の支払い義務)

1 契約者は、当社に対し、ANAモバイルサービスの利用に関し、次条(初期費用の額)および第26条(月額料金の額)までの規定により算出した初期費用および月額料金、並びに次に定める金額を支払うものとします。

- (1) SIMカードの再発行に要する費用

SIMカードの故障の場合(自然故障であるか否かを問わないものとします。)SIMカード1枚につきSIMカード再発行手数料として3,300円(税込)

- (2) eSIMの再発行に要する費用

eSIM発行手数料として1,100円(税込)

(データ通信専用eSIMについては、再発行ができないため適用されません。

また、同一の端末設備におけるアクティベーションコードの再登録に費用は発生しません。)

- (3) 名義変更(譲渡)に要する費用

1回につき契約譲渡手数料として3,300円(税込)

2 月額料金は、課金開始日からANAモバイルサービスを提供した最後の日までの期間について発生します。なお、第 18 条(利用の制限)の規定によりANAモバイルサービスの提供が停止または制限された場合の月額料金の額の算出については、当該停止または制限された期間も当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第 25 条(初期費用の額)

1 ANAモバイルサービスの初期費用の額は次に定めるとおりとします。

【初期費用】

料金プラン	初期費用の額
全てのプラン	3,300円(税込)

2 初期費用は当社がANAモバイルサービスの利用の申し込みを承諾した時に発生します。

3 オプションサービスの初期費用の額は0円とします。

第 26 条(月額料金の額)

1 ANAモバイルサービスの月額料金の額は次に定めるとおりとします。

(1)基本料金

(i)機能区分を音声通話+SMS+データ通信機能とするもの

基本プラン	月額料金の額	月間データ容量
1ギガプラン	750円(税込)	1GB
2ギガプラン	850円(税込)	2GB
3ギガプラン	950円(税込)	3GB
5ギガプラン	1,150円(税込)	5GB
7ギガプラン	1,400円(税込)	7GB
10ギガプラン	1,650円(税込)	10GB
15ギガプラン	1,950円(税込)	15GB
20ギガプラン	2,150円(税込)	20GB
25ギガプラン	2,350円(税込)	25GB
30ギガプラン	2,650円(税込)	30GB
35ギガプラン	2,850円(税込)	35GB
40ギガプラン	3,250円(税込)	40GB
45ギガプラン	3,650円(税込)	45GB
50ギガプラン	4,100円(税込)	50GB
55ギガプラン	4,600円(税込)	55GB

60ギガプラン	4,900円(税込)	60GB
70ギガプラン	5,400円(税込)	70GB
80ギガプラン	5,900円(税込)	80GB
90ギガプラン	6,400円(税込)	90GB
100ギガプラン	6,900円(税込)	100GB

(ii)機能区分をデータ通信機能とするもの

料金プラン	月額料金の額	月間データ容量
1ギガプラン	650円(税込)	1GB
2ギガプラン	750円(税込)	2GB
3ギガプラン	850円(税込)	3GB
5ギガプラン	1,050円(税込)	5GB
7ギガプラン	1,300円(税込)	7GB
10ギガプラン	1,550円(税込)	10GB
15ギガプラン	1,850円(税込)	15GB
20ギガプラン	2,050円(税込)	20GB
25ギガプラン	2,250円(税込)	25GB
30ギガプラン	2,550円(税込)	30GB
35ギガプラン	2,750円(税込)	35GB
40ギガプラン	3,150円(税込)	40GB
45ギガプラン	3,550円(税込)	45GB
50ギガプラン	4,000円(税込)	50GB
55ギガプラン	4,500円(税込)	55GB
60ギガプラン	4,800円(税込)	60GB
70ギガプラン	5,300円(税込)	70GB
80ギガプラン	5,800円(税込)	80GB
90ギガプラン	6,300円(税込)	90GB
100ギガプラン	6,800円(税込)	100GB

備考

- 1) 月間データ容量は、当社が毎月の初日に契約者に割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。
- 2) 上記表に定める月額料金は、当社が契約者の指定した送付先へSIMカードを発送し、当該SIMカードが到着すると見込まれる予定日、または当社にてeSIMを開通した日を課金開始日とします。
- 3) 第14条(サービス利用の要件等)に定める初期不良によりSIMカードを交換する場合、当該交換後のSIMカードが契約者に引き渡されるまでの期間に係る料金は発生しません。
- 4) ANAモバイルサービス契約の終了(ANAモバイルサービス契約の解除による場合を含みます)日の属する月の基本料金の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記表中において月額料金の額として定める金額の全額とします。

(2) データチャージ料金

細目	料金
データチャージ料金	1GBにつき 250円(税込)

備考

- 1) データチャージは1GBを1単位として提供し、1カ月あたりの購入可能データ容量については、当社が別途上限を定めます。
- 2) チャージしたデータの有効期間は、購入月を含まない3カ月後の末日となります。

(3) 音声通話機能付きSIMカードまたは音声通話機能付きeSIM利用料

(i) ドコモ回線関係

細目	料金
SMS料金	ドコモが定めるXiサービス契約約款および5Gサービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額(国外への送信においては、消費税は課税されません)
通話料金(国内)	携帯(070/080/090)、IP(050)、固定(0ABJ)への発信について、30秒あたり11円(税込)
通話料金(国内→国際)	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額(消費税は課税されません) ただし、通話先電話番号の前に0077-502-010を付加して発信した場合には、当社が別途定める通話料金(消費税は課税されません)
国際ローミング料金	ドコモが定めるXiサービス契約約款および5Gサービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額(消費税は課税されません)

(ii) au回線関係

細目	料金
SMS料金	KDDIが定めるau(LTE)通信サービス契約約款およびau(5G)通信サービス契約約款においてSMS機能に係る料金として定められた額と同額(国外への送信においては、消費税は課税されません)
通話料金(国内)	携帯(070/080/090)、IP(050)、固定(0ABJ)への発信について、30秒あたり11円(税込)
通話料金(国内→国際)	KDDIが定めるau(LTE)通信サービス契約約款およびau(5G)通信サービス契約約款においてau国際通話に係る料金として定められた額と同額(消費税は課税されません) ただし、通話先電話番号の前に0077-502-010を付加して発信した場合には、当社が別途定める通話料金(消費税は課税されません)
国際ローミング料金	KDDIが定めるau(LTE)通信サービス契約約款およびau(5G)通信サービス契約約款においてローミングに係る料金として定められた額と同額(消費税は課税されません)

備考

- 1) SMS料金、通話料金(国内)、通話料金(国際)および国際ローミング料金とは、基本料金、留守番電話利用料、割り込み電話着信利用料および迷惑電話拒否機能利用料とは別に、利用実績に応じて支払いを要する料金をいいます。

- 2) SMS料金、通話料金(国内)および通話料金(国際)は利用月の翌々月に請求します。
また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により翌々月以降に請求する場合があります。
- 3) 音声通話機能付きSIMカードまたはeSIMの利用終了後であっても、SMS 機能および音声通話機能の利用が確認された場合、当社は利用終了日の前後にかかわらず、当該利用に係る料金を請求します。
- 4) 当社が別途定める国へのみ国際電話の発信が可能です。
- 5) 第3種ワイドスターの利用料金は30秒あたり222円とします。
- 6) 契約者の通話回数または通話料金が、平均的な利用実績と比較して著しく高水準であることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。
連絡不能等により確認ができないときは、本サービスの利用を停止することがあります。
- 7) 音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した、または当社が想定する一般的な利用時間を超過した通話利用が確認されたときは、当社は当該契約者の発信を制限し、またはサービスの提供を停止することがあります。
- 8) 本サービスの利用にあたっては、以下の事項を遵守するものとします。
 - ・ 国内通話については、端末標準の通話アプリを利用してください。
 - ・ テレビ電話などのデジタル通信料、特番系サービス、第3種ワイドスターなどは通話料金(国内)および通話定額の対象外となります。
 - ・ 当社が別途定める通話料金(国際)で利用するためには、プレフィックス番号(0077-502-010)を付加して発信してください。
- 9) 電報サービス、時報サービス等の特番系サービス、その他音声通話機能に付帯して回線提供事業者が利用可能としているサービスを利用した場合、以下の事業者が定める約款に基づき算出された額と同額を請求します。
 - <ドコモ回線の場合>
株式会社NTTドコモが定めるXiサービス契約約款および5Gサービス契約約款
 - <au回線の場合>
KDDI株式会社が定めるau(LTE)通信サービス契約約款およびau(5G)通信サービス契約約款

(5)ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110番・119番等の緊急通報をいいます)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカードごとまたはeSIMごとに設定する一意の番号をいいます)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収します。

なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモまたはKDDIが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにWebサイト上で通知を行うものとします。

番号あたりの単価(月額)はユニバーサルサービス支援機関が6カ月ごとに算定し、ホームページ(<http://www.tca.or.jp/universalservice/>)で公表されております。

回線区分をドコモ回線とするM2M等専用番号(M2M等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます)は、ユニバーサルサービス料の対象外とします。

(6)ブロードバンドユニバーサルサービス料

ブロードバンドユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第70条の規定により、ブロードバンドサービスにおいて、離島や山間地などの地理的条件により、人口減少に伴う通信網を確保するために必要な

負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカードごとまたはeSIMごとに設定する一意の番号をいいます)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収します。

なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモまたはKDDIが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにWebサイト上で通知を行うものとします。

番号あたりの単価(月額または年額)はBBユニバーサルサービス支援機関が算定し、ホームページ(<http://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/>)で公表されております。

(7) 電話リレーサービス料

電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス(聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカードごとまたは提供するSIMプロファイルごとに設定する一意の番号をいいます)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収します。

なお、当該料金および課金方法は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモまたはKDDIが当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにWebサイト上で通知を行うものとします。

番号あたりの単価(月額)は日本財団電話リレーサービスが6カ月ごとに算定し、ホームページ(<https://www.nftrs.or.jp/>)で公表されております。

ただし回線区分をドコモ回線とするM2M等専用番号(M2M等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます)は、電話リレーサービス料の対象外とします。

(8) オプションサービス料

【通話定額オプション料】

品目	月額料金の額	内容
5分かけ放題	600円(税込)	1音声通話あたり5分以内の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0077-502を付加した日本国内間の音声通話に限ります。
10分かけ放題	850円(税込)	1音声通話あたり10分以内の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0077-502を付加した日本国内間の音声通話に限ります。
無制限かけ放題	1,650円(税込)	1音声通話あたりの通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0077-502を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

備考

- 1) 通話定額オプションの利用または利用の終了にあたっては、契約者は、事前に当社が定める方法で利用の申し込みまたは利用の終了の通知をする必要があります。通話定額オプションの利用の申し込みまたは利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたり1回とします。
- 2) 通話定額オプションの利用開始日は、通話定額オプションの利用の申し込みを当社が承諾した日、またはANAモバイルサービス利用の申し込みと同時に通話定額オプションの利用の申し込みを行う場合にあっては、ANAモバイルサービスの利用開始日とします。
- 3) 通話定額オプションの利用終了日は、利用の終了の通知があった日の月末日、またはANAモバイルサービス契約が解除された場合には、ANAモバイルサービスの解除日とします。

- 4) 通話定額オプションの利用開始日または利用終了日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、当該日の属する月の月額料金の額は、通話定額オプションの月額料金の額として定める金額とします。
- 5) 別途ドコモまたはKDDIが定める発信先においては、通話定額の対象外となり、別途当社が定める額を請求するものとします。

【モバイルオプション料】

品目	月額料金の額
留守番電話利用料	330円(税込)
割り込み電話着信利用料	220円(税込)
迷惑電話拒否機能利用料	ドコモ回線 0円(税込)
	au回線 110円(税込)

備考

- 1) モバイルオプションの利用または利用の終了にあたっては、契約者は、事前に当社が定める方法で利用の申し込みまたは利用の終了の通知をする必要があります。モバイルオプションの利用の申し込みまたは利用の終了の通知の回数の上限は、上記モバイルオプションごとに暦月あたり1回とします。
- 2) モバイルオプションの利用開始日は、モバイルオプションの利用の申し込みを当社が承諾した日とします。月額料金は、利用開始日から発生します。なお、月中申し込みの場合には、利用開始日を基準として日割り計算を行うものとします。
- 3) モバイルオプションの利用終了日は、契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日、またはANAモバイルサービス契約が解除された場合には、ANAモバイルサービスの解除日とします。なお、利用終了日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、当該日の属する月の月額料金の額はモバイルオプションの月額料金の額として定める金額とします。

【セキュリティオプション料】

品目	月額料金の額
ウイルスバスター モバイル 月額版	275円(税込)
マカフィー モバイル セキュリティ	275円(税込)
i-フィルター for マルチデバイス	396円(税込)

備考

- 1) セキュリティオプションの利用または利用の終了にあたっては、契約者は、事前に当社が定める方法で利用の申し込みまたは利用の終了の通知をする必要があります。セキュリティオプションの利用の申し込みまたは利用の終了の通知の回数の上限は、上記セキュリティオプションごとに暦月あたり1回とします。
- 2) セキュリティオプションの利用開始日は、セキュリティオプションの利用の申し込みを当社が承諾した日、またはANAモバイルサービス利用の申し込みと同時にセキュリティオプションの利用の申し込みを行う場合にあっては、ANAモバイルサービスの利用開始日とします。
- 3) セキュリティオプションの利用終了日は、利用の終了の通知があった日の月末日、またはANAモバイルサービス契約が解除された場合には、ANAモバイルサービスの解除日とします。
- 4) セキュリティオプションの利用開始日または利用終了日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、当該日の属する月の月額料金の額は、セキュリティオプションの月額料金の額として定める金額とします。

第 27 条(料金等の支払い方法)

契約者は、ANAモバイルサービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとしします。

第 28 条(割増金)

ANAモバイルサービスの料金の支払いを不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額(以下「割増金」といいます)を支払うものとしします。

第 29 条(遅延損害金)

1 契約者は、ANAモバイルサービスの料金その他ANAモバイルサービス契約上の債務の支払いを怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとしします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から15日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、未払債務に対して年14.6パーセントの割合を乗じた額としします。

第 30 条(割増金等の支払い方法)

第 27 条(料金等の支払い方法)の規定は、第 28 条(割増金)および前条(遅延損害金)の場合について準用します。

第 31 条(消費税)

契約者が当社に対しANAモバイルサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとしします。

第 32 条(別紙の優先)

本章の規定は、別紙において別の定めをすることができるものとし、別の定めが優先して適用されるものとしします。

第 33 条(お客様の個人情報)

1 当社は、ANAモバイルサービスに関連して取得したお客様の個人情報について、プライバシーポリシーに従い利用および管理します。

2 当社は、クレジットカード会社に対して、本規約を提出する場合があります。

第 34 条(第三者の責による利用不能)

1 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます)を限度として、責任を負うものとします。

2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乘以て算出した額とします。

第 35 条(保証および責任の限定)

1 ANAモバイルサービスは、ドコモもしくはKDDIが提供するドコモもしくはKDDIの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳した場合、電波状況が著しく悪化した場合、本邦のケーブル陸揚局より外国側もしくは固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害があった場合、端末機器の故障による場合、またはその他ドコモもしくはKDDIの定めに基づき、通信の全部もしくは一部の接続ができない場合もしくは接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者または第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

その他、ANAモバイルサービスは、その通信の可用性、遅延時間、およびその他通信の品質について保証するものではありません。

2 当社は、ANAモバイルサービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、ANAモバイルサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

3 前項の場合において、当社はANAモバイルサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に、次の各号に定める料金を乗じた金額の合計額を契約者に発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 基本料金に30分の1を乗じて算出した額

(2) 通話料およびデータ通信料(ANAモバイルサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6カ月の1日当たりの平均通話料および平均データ通信料とします。なお、前6カ月の料金を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額とします。)

4 当社の故意または重大な過失によりANAモバイルサービスの提供をしなかったときは、第2項から前項までの規定は適用しません。

5 契約者によるANAモバイルサービスの利用に関して第三者が被った損害について、当社が当該第三者に損害の賠償をしたときは、当社は、当該契約者に対し、当社による賠償額の求償をすることができるものとします。

6 オプションサービス

他社が定める特定のサービスの利用手段(ライセンスキー等)を提供するものであり、当該特定サービスを提供するものではありません。

当社は、当該特定サービスの利用上の不具合、障害、瑕疵、その他の事項を含め、当該特定サービスの内容または利用の結果について、一切の保証を行いません。

第 36 条(サイバー攻撃への対処)

当社は、当社または契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部または一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限ります。

- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいい、以下本条において同じとします)により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。
- (2) 契約者が、C&Cサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。

第 37 条(当社の装置維持基準)

当社は、ANAモバイルサービスを提供するための装置を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第38条(支払情報の変更)

- 1 契約者のクレジットカードが無効となった場合、またはクレジットカードの会員番号または有効期限の変更があった場合には、契約者より当社へ連絡するものとします。
- 2 前項を怠った場合には、当社は契約者への連絡なしに新しいクレジットカードの会員番号への変更等を行うことがあります。
- 3 当社の各種照会窓口および受付時間は以下のとおりです。
ANA X株式会社 ANAモバイルカスタマーデスク
受付時間:9:30~18:00(12/31~1/3は除く)
電話番号:050-3172-3268

第 39 条(専属的合意管轄裁判所)

契約者と当社との間で本約款に関連するすべての係争および紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条(準拠法)

本約款の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本国法とします。